

機 構 及 び 事 務 分 掌

(平成19年5月17日)

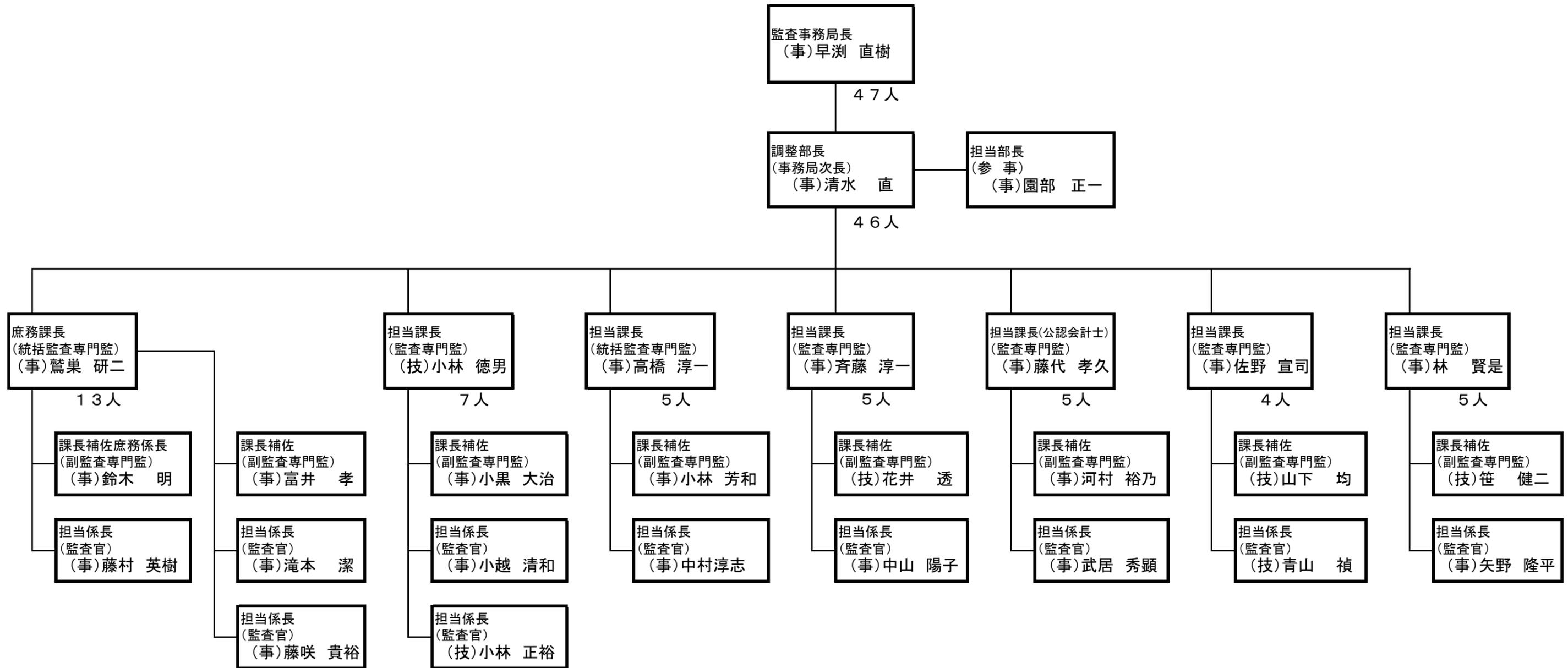
監 査 事 務 局

目 次

監査事務局機構図	1
監査事務局事務分掌	2

監査事務局機構図

(平成19年5月17日現在)



監査事務局事務分掌

調整部

庶務課

- (1) 監査方針、監査計画及び実施計画に関すること。
- (2) 事務局の人事、文書、予算及び決算その他庶務に関すること。
- (3) 監査委員に関すること。
- (4) 事務局の危機管理に関すること。
- (5) 定期監査（事務・工事関係）に関すること。
- (6) 決算審査及び基金運用状況審査に関すること。
- (7) 現金出納検査に関すること。
- (8) 行政監査・行政評価に関すること。
- (9) 住民請求監査に関すること。
- (10) 財政援助団体等監査に関すること。
- (11) 金融機関の公金出納監査に関すること。
- (12) 外部監査に関すること。
- (13) その他地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に定める監査委員の職務に属すること。

平成19年度

予 算 説 明 書

監 査 事 務 局

目 次

平成19年度一般会計歳入予算説明	ページ 1
平成19年度一般会計歳出予算説明	2

平成 19 年度 一般会計歳入予算説明

科 目	本年度予算額	前年度予算額	差引増△減	説 明	説明書 対照頁
22 款 諸 収 入	千円 21	千円 21	千円 0	嘱託員の社会保険料納付金	75
5 項 雑 入	21	21	0		79
14 目 雑入	21	21	0		86
(2) 社会保険料納付金	21	21	0		86
歳 入 合 計	21	21	0		

平成 19 年度 一般会計歳出予算説明

科 目	本年度予算額	前年度予算額	差引増△減	説 明	説明書 対照頁
2 款 総 務 費	千円 563,910	千円 431,779	千円 132,131	監査委員の職務執行及び監査事務局の運営に要する経費並びに外部監査に要する経費	95
6 項 監 査 費	563,910	431,779	132,131		110
1 目 監 査 委 員 費	537,060	401,014	136,046	報酬・給料 514,960千円 (監査委員5名及び職員47名分) 運営費 22,100千円	110
2 目 外 部 監 査 費	26,850	30,765	△3,915	包括外部監査経費他 26,850 千円	111
歳 出 合 計	563,910	431,779	132,131		

平成19年度 監査事務局運営方針

監査のしごと



監査は、横浜市の事務・事業について

- ①正確に行われているか
 - ②成果が上がっているか
- などの健康診断(チェック)をします。



診断結果(監査結果)を受けて、区・局・事業本部は仕事の改善を行います。



監査で指摘されたことが改善されるよう支援していきます。

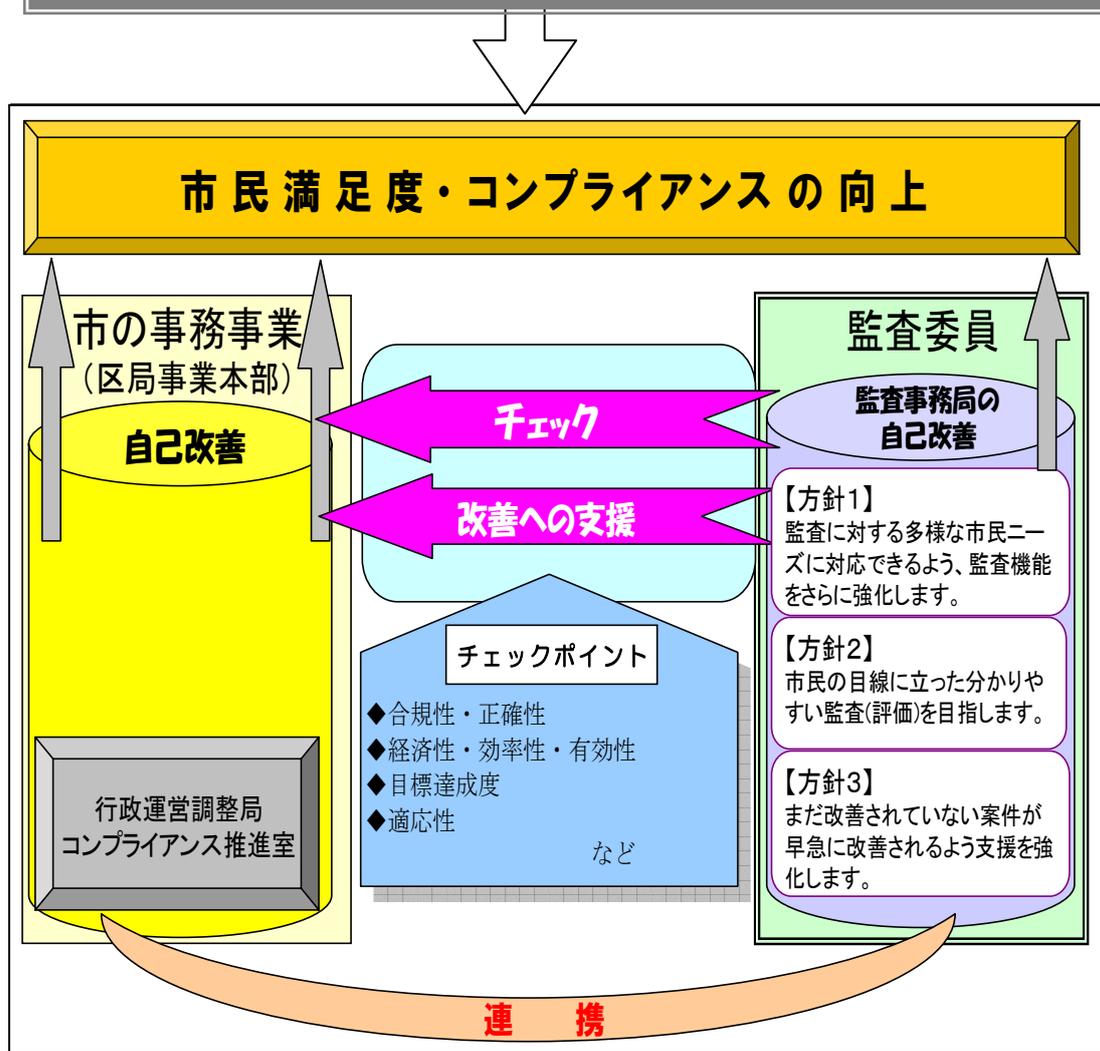


市民満足度・コンプライアンスが向上し、市政への信頼が確保されます。

平成19年5月

監査の目指す方向性

横浜市の区・局・事業本部から自立した機関として、
市民の視点から改革を支援していきます。



市民に対する監査の使命

横浜市の事務・事業が、

- ①適正かつ合理的に行われているかどうかをチェックすること、
- ②真に市民のためになっているのか、また、市民の満足にどれだけ結びついているのかを評価することなどを通じ、

市民の期待に応え、市政の信頼を確保することが、監査の使命です。

3つの基本方針

方針1

監査に対する多様な市民ニーズに対応できるよう、監査機能をさらに強化します。

I 監査機能強化のため、識見監査委員を1名増員するとともに、事務局の機構を改めます。

機動的な組織とすることによって、フラットで意思決定が早い、効率的な事務執行体制に変革します。

- ① 識見監査委員を1名増員し、監査委員を5名体制とします。
- ② 指揮命令系統の簡素化(部・課制を廃止→スタッフ制の実施)
- ③ 監査専門監(課長級)を中心とした監査業務の実施

決算審査の局別審査をこれまでの8月から7月に前倒し!

※ 監査事務局では、新たに各職階別に独自の呼称を設けました。

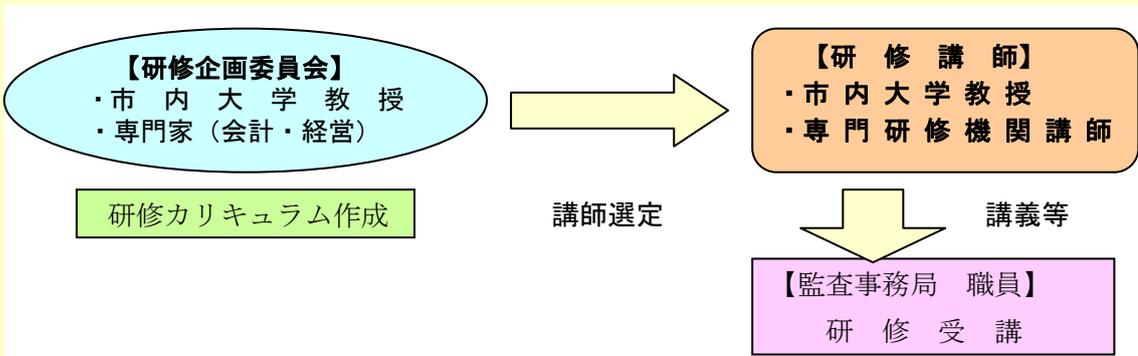
- ◇ 部長級→事務局次長・参事 ◇ 課長級→統括監査専門監、監査専門監
- ◇ 課長補佐級→副監査専門監 ◇ 係長級→監査官 ◇ 職員→監査員

新規!!

II 充実した研修制度をつくり、専門性と市民感覚を兼ね備えた監査事務局職員を育成します。

- ① 監査の役割を認識し、常に市民の目線に立って事務・事業のチェックを行う監査のあるべき姿に向けた意識改革
- ② 会計学系、経済・経営学系など、監査の知識・スキルの向上

研修実施回数を20回から50回に!



研修実施に当たっては、専門理論に精通した市内大学教授等による研修企画委員会を設けてカリキュラムを作成するとともに、実務を考慮したスキル習得も行います。

方針2

市民の目線に立った分かりやすい監査(評価)を目指します。

ホームページアクセス件数を年27万件から年54万件に倍増!

I 見やすく分かりやすい監査(評価)結果とするために工夫していきます。

監査結果を簡潔明瞭な文章とし、表やグラフ等を活用するとともに、必要に応じて解説を入れるなど、見やすく分かりやすくしていきます。

II 多様な方法で監査(評価)結果を公表していきます。

市民に身近なホームページになるよう、誰もが利用しやすく分かりやすくするなど一層の充実を図るほか、リーフレットの作成など多様な方法で情報を発信していきます。

新規!!

III 新たに、「市民の日常生活に関連のある事業を対象とした行政監査」を実施します。

市民の目線に立った市民参加型の新たな行政監査は、日常生活に関連のある事業を対象とし、市民の意見を参考にしながら実施していきます。

【実施時期】

19年9月から20年3月

区・局の改善率を100%に!

方針3

まだ改善されていない案件が早期に改善されるよう支援を強化します。

I 未措置案件(改善されていないもの)について改善を促進します。

未措置案件の改善を促進するため、区・局・事業本部に対して必要な支援を行います。

II 未措置案件の課題などを新たに公表していきます。

ホームページ等で、未措置の状況を公表するにあたり、未措置の理由や課題、さらには今後の見通し等について公表していきます。

III 共通する事例を積極的に情報提供していきます。

新規!!

指摘等が監査対象以外の区・局にも共通する事例の場合には、それがいわゆる

「他山の石」となるよう、監査対象区・局以外に対しても、様々な機会を利用して働きかけていきます。

平成 19 年度の重点推進施策



〔方針 1〕

監査に対する多様な市民ニーズに対応できるよう、監査機能をさらに強化します

	現状と課題	あるべき姿（目標）	具体的な取組内容・時期
事務局の機構改革	<p>部・課制を廃止してスタッフ制とし、監査専門監を中心とした班編成による機動的な監査を実施する体制としました。</p> <p>迅速で的確な意思決定をしていくことと、監査専門監のマネジメント力を活かして機動的で効率的な監査を実施することが求められています。</p>	<p>意思決定が迅速かつ的確に行われ、各種監査が監査実施計画どおりに進捗し、効率的な運営がされている状態を目指します。</p> <p>また、監査専門監のマネジメント力が十分に発揮され、監査が円滑に行われるとともに、監査（評価）結果が、客観的で説得力のあるものにします。</p>	<p>局長・次長への報告を定例化することによって、進捗管理を担保します。</p> <p>また、監査専門監も調査に同行するとともに、監査対象部署と積極的・主体的にかかわっていきます。</p>
研修制度の充実	<p>外部講師による講演と、内部講師による監査のガイダンス的な研修を実施していますが、啓発的な内容となっており、監査機能の強化に向けて職員を育成する研修を充実させる必要があります。</p>	<p>監査の基本を身につけるとともに、監査実務のスキルを向上させます。また、会計学や経営学、法律学などにおける高い専門性と鋭い観察眼、緻密な分析能力を備えた職員を育成します。</p>	<p>大学教授を中心としたカリキュラム検討委員会を設置して、ゼミ形式で集中講義・実習を実施します。なお、履修科目については、体系的に構成し、履修者には履修済証（仮称）を交付します。</p>

〔方針2〕

市民の目線に立った市民に分かりやすい監査を目指します。

	現状と課題	あるべき姿（目標）	具体的な取組内容・時期
見やすく分かりやすい公表	監査報告書が、文章中心で、長文となっており、読み通して理解するのが難しい状況となっています。	指摘の趣旨・結論が簡潔に表現され、視覚的に理解しやすいものとなっています。	指摘内容に応じて、写真、表、グラフ等を記載するとともに、結論部分が一読して理解できるような簡潔・明瞭な表現とします。
多様な公表方法	監査結果については、監査事務局ホームページに登載していますが、市民が見たいと思う指摘事項を探すのに時間がかかります。	見やすく分かりやすいホームページとなっており、目的の指摘事項を速やかに探し出すことができます。	ホームページを見直し、目的の指摘事項が探しやすいよう工夫し、誰もが利用しやすく分かりやすいものとしていきます。
新しい行政監査の実施	市民生活と密接な業務や事業で、定期監査や行政監査の対象となっていない領域があります。	市民満足の視点を重視して、経済性・効率性・有効性に着眼点を置いて実施します。	<p>具体的テーマを決定します。 （9月）</p> <p>監査を実施します。 （9月から12月）</p> <p>市民意見を取りまとめます。 （2月）</p> <p>市民意見を反映させた監査結果を公表します。（3月）</p>

〔方針3〕

まだ改善されていない案件が早急に改善されるよう支援を強化します

	現状と課題	あるべき姿（目標）	具体的な取組内容・時期
未措置案件の改善促進	18年度の措置率は75%と、前年度を約20ポイント上回ったものの、長年改善が図られていない案件もあり、更なる改善促進が必要です。	19年度措置率が100%となっている。	①改善状況を確認し、区・局と改善策について協議を行います。（8月・10月） ②長年改善が図られていない案件については、取組を強化するよう働きかけます。（9月から12月）
未措置案件等の公表	措置・未措置状況及び予算反映状況については、これまでもホームページや記者発表等を通じて公表してきましたが、一層の工夫が必要です。	未措置状況等の情報が分かりやすく情報提供されています。また、積極的に改善の促進を図っている区・局の取組について公表されています。	①未措置案件の分かりやすい情報提供（2月） ②措置（改善済み）案件の予算反映状況の公表（2月）
共通事例の提供	結果についてはホームページのほか市政参加推進会議や研修会などで情報提供していますが、監査対象外の類似事業を抱える区・局の自主的な改善に結びついていない状況が見受けられます。	監査対象外の区・局においても、自己改善が進み、改善の取り組みが全庁的に広がっています。	複数の区・局に類似の事業があると考えられる案件については、YCANを使って監査対象外の区・局に対しても自主的な改善を呼びかけます。（通年）

監査事務局各担当の誓い

監査事務局では、担当ごとに職員共通の取組姿勢を目標として掲げ、日常の業務でも常にこれらを念頭に置きながら、より良い監査(評価)を目指して、各種の取組を進めていきます。

担 当	各 担 当 の 誓 い
庶 務	<ul style="list-style-type: none"> ・各班が行う監査(評価)が、円滑に実施できる環境の整備 ・局内で共有すべき情報を、パソコンを活用して迅速に伝達 ・改革推進委員会等の取り組みの活性化 ・監査の基礎から応用までカバーする充実した研修制度を創設し、専門性と市民感覚を兼ね備えた職員の育成
行政監査 (評価)	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市中期計画の「子ども未来戦略」及び「ヨコハマ国際戦略」の2つの重点政策の評価を行い、横浜市全体のPDCAサイクル充実への貢献
新しい 行政監査	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活に関連のある事業を対象として、市民の意見を参考にするなど、市民の目線に立った行政監査の実施
決算審査	<ul style="list-style-type: none"> ・大切な予算が市民の役に立ち、正しく、効果的に使われたかどうかの確認 ・目標や計画どおりに、事務事業が進んでいるかどうかの確認 ・各局・事業本部が作成したすべての決算書類の数値が、正確であるかどうかの確認
定期監査・ 財政援助団体 等監査	<ul style="list-style-type: none"> ・事務処理の間違いやムダをなくすためのチェック ・個々の事務処理の確認だけでなく、効率的に行われているかなど、多角的な視点でチェック ・出資団体や補助金等の財政援助、指定管理者となった民間企業などのチェック
住民監査請求	<ul style="list-style-type: none"> ・分かりやすく適切な市民対応 ・業務の標準化(体系的なマニュアルの整備)による、公正で効率的な監査の実施